

イベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
令和3年1月18日～ 2月28日 (緊急事態宣言発出)	50%	5,000人	20時まで
3月1日～ 原則4月11日 (経過措置)	大声なし※1 100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方	3月1日～3月21日は 21時まで
原則4月12日～ 4月30日	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 必要な感染防止策(別紙2)が担保されることが前提。

※6 人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。